

平成30年第2回泉南市議会定例会議案書
(付議案件綴及び同説明資料綴)

議 案 一 覧 表

(平成30年6月13日提出)

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
報 告	1	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	1
報 告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	13
報 告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	21
報 告	4	平成29年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について	27
報 告	5	平成29年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について	29
報 告	6	平成29年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計繰越明許費繰越計算書について	31
報 告	7	平成29年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書について	33
議 案	1	泉南市教育委員会委員の任命について	35
議 案	2	調停の申立てについて	39
議 案	3	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	43
議 案	4	泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	61

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	5	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	65
議 案	6	泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	69
議 案	7	平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）	73
議 案	8	平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	101
議 案	9	平成30年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	111

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が平成30年3月31日に公布され、市民税及び固定資産税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第 2 号

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 3 月 3 1 日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「第39条第3項」を「第39条第5項」に、「第42条の13」を「第42条の13第1項及び第4項」に、「及び」を「並びに」に改める。

第12条第1項中「によつて」を「により」に改める。

第15条第2項中「当該」を「同表の」に改める。

第26条第2項中「によつて」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「第1項」を「同項」に改め、同条第6項中「の者」を「に掲げる者」に、「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第7項から第9項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第38条の3中「（以下この節）」を「（次条第1項）」に改める。

第38条の5第1項中「においては」を「には」に、「以下この節」を「次条第2項」に改め、同条第3項中「第38条の5第1項」との次に「、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と」を加える。

第39条第7項中「第42条の13第2項」を「第42条の13第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第

6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の9第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の9の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。

第42条の7中「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改める。

第42条の13第1項中「によつて」を「により」に改め、同条第2項中「によつて」を「により」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 第39条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第42条の13第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第42条の13第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第40条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべ

き市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第42条の13第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第42条の13に次の2項を加える。

5 第39条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第42条の13第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第42条の13第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第40条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第42条の13第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第43条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の12」に改める。

附則第3条の2第1項中「第39条第3項」を「第39条第5項」に改め、同条第2項中「第42条の13」を「第42条の13第1項及び第4項」に、「同条」を「これら」に改める。

附則第3条の3第1項中「第42条の13に」を「第42条の13第1項及び第4項に」に、「同項」を「前条第2項」

に、「同条」を「これらの規定」に改める。

附則第6条の4の2第1項中「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「附則第15条第2項第7号」を「附則第15条第2項第6号」に改め、「町村」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「3分の2」を「4分の3」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第6条の4の2第8項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第29項第2号」に改め、同条第18項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に改め、同項を同条第25項とし、同条中第17項を第24項とし、第16項を第23項とし、第15項を第22項とし、同条第14項中「附則第15条第32項第2号ハ」を「附則第15条第32項第3号ハ」に改め、同項を同条第21項とし、同条第13項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第32項第3号ロ」に改め、同項を同条第20項とし、同条第12項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第32項第3号イ」に改め、同項を同条第19項とし、同条中第11項を第13項とし、同項の次に次の5項を加える。

14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。

附則第6条の4の2第10項を同条第12項とし、同条第9項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条第29項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第6条の5の見出し中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第6号中「にあつては」を「には、」に改める。

附則第6条の6の見出し中「平成28年度又は平成29年度」を「平成31年度又は平成32年度」に改め、同条第1項中「平成28年度又は平成29年度分」を「平成31年度分又は平成32年度分」に改め、同条第2項中「平成28年度適用土地」を「平成31年度適用土地」に、「平成28年度類似適用土地」を「平成31年度類似適用土地」に、「平成29年度分」を「平成32年度分」に改める。

附則第6条の7の見出し及び同条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項及び第3項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第4項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「当該課税標準額」を「前年度分の固定資産税の課税標準額」に改め、同条第5項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第6条の8中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第6条の9（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

附則第6条の10の前の見出し中「昭和47年度」を「平成6年度」に改める。

附則第6条の11第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第7条の3第3項を削り、同条第4項中「附則第15条の8第3項」を「附則第15条の8第1項」に改め、同項第

2号中「附則第12条第17項」を「附則第12条第8項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条の8第4項」を「附則第15条の8第2項」に、「附則第12条第21項第1号ロ」を「附則第12条第12項第1号ロ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条の8第5項」を「附則第15条の8第3項」に改め、同項第2号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第15項」に、「同条第17項」を「同条第8項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第12条第26項」を「附則第12条第17項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第8項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第30項」を「附則第12条第21項」に改め、同項第6号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第22項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29条」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第7条第12項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第38項」を「附則第12条第29項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第7条第14項」を「附則第7条第13項」に、「附則第12条第26項」を「附則第12条17項」に改め、同項を同条第11項とし、同条に次の1項を加える。

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第8条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同条第2項中「平成30年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（次条第1項において「新条例」という。）第42条の13第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「旧法」という。）

附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第29項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（同項に規定する協定避難用部分に限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に締結された旧法附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第32項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に新築された旧法附則第15条の8第2項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）等が平成30年3月31日に公布され、都市計画税に関する制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第3号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）附則第22条第1項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項中「第17項」の次に「、第18項、第20項」を加え、「若しくは第44項」を「、第44項若しくは第45項」に改め、同項を附則第17項とする。

附則第15項中「附則第5項及び第7項」を「附則第6項及び第8項」に、「附則第5項及び第8項」を「附則第6項及び第9項」に、「附則第6項、第8項及び第9項」を「附則第7項、第9項及び第10項」に、「附則第8項から第10項」を「附則第9項から第11項」に、「附則第10項」を「附則第11項」に、「附則第11項から附則第13項まで」を「附則第12項から附則第14項まで」に、「附則第12項」を「附則第13項」に改め、同項を附則第16項とする。

附則第14項を附則第15項とする。

附則第13項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項（見出しを含む。）中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第11項とする。

附則第9項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第10項とする。

附則第8項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「附則第5項」を「附則第6項」に改め、同項を附則第9項とする。

附則第7項中「附則第5項」を「附則第6項」に、「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第8項とする。

附則第6項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同項を附則第7項とする。

附則第5項の前の見出し及び同項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項を附則第6項とする。

附則第4項の次に次の1項を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

5 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する第4号による通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する

個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の泉南市都市計画税賦課徴収条例の規定は、平成30年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成29年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて

次の事件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

1 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専決理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が平成30年3月31日に公布され、国民健康保険税についての制度改正が同年4月1日から施行されることとなったため、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、専決処分したものである。

専決甲第4号

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成30年3月31日専決

泉南市長 竹 中 勇 人

泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

泉南市国民健康保険税条例（昭和41年泉南市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「270,000円」を「275,000円」に改め、同条第3号中「490,000円」を「500,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の泉南市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の泉南市国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの泉南市国民健康保険税については、なお従前の例による。

平成29年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書について

平成29年度大阪府泉南市一般会計の継続費年割額に係る経費の金額のうち支出の終わらなかったものにつき、次のとおり繰越繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告する。

平成29年度大阪府泉南市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	平成29年度継続費予算現額			支出済額 及び 支出見込額	残額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
				予算 計上額	前年度繰越額	計				繰越金	特定財源		
											国・府支出金	地方債	その他
教育費	中学校費	泉南中学校 建替事業	円 3,154,156,000	円 1,522,780,000	円 1,177,136,000	円 2,699,916,000	円 1,050,763,320	円 1,649,152,680	円 1,649,152,680	円 147,680	円 305,305,000	円 1,343,700,000	円 0

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹中 勇人

平成29年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書について

平成29年度大阪府泉南市一般会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成29年度大阪府泉南市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
農林水産業費	農業費	溜池改修事業	20,950,000 ^円	20,950,000 ^円		20,866,000 ^円	84,000 ^円
土木費	都市計画費	公園緑地等維持管理事業	6,625,000	6,625,000			6,625,000
教育費	中学校費	中学校施設保全整備事業	118,730,000	118,730,000		118,712,000	18,000
合 計			146,305,000	146,305,000		139,578,000	6,727,000

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

平成29年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計繰越明許費繰越計算書について

平成29年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成29年度大阪府泉南市樽井地区財産区会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	繰出金(谷口池改修)事業	円 2,856,000	円 2,856,000	円	円	円 2,856,000

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹中 勇人

平成29年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書について

平成29年度大阪府泉南市馬場財産区会計の繰越明許費に係る経費について次のとおり繰り越しをしたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成29年度大阪府泉南市馬場財産区会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
総務費	総務管理費	繰出金(前田池改修)事業	円 3,010,000	円 3,010,000	円	円	円 3,010,000

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹中 勇人

議案第1号

泉南市教育委員会委員の任命について

次の者を泉南市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

住 所	泉南市岡田三丁目18番7号
氏 名	柳澤 泰志（やなぎさわ やすし）
生年月日	昭和43年4月8日
職 業	会社役員、神社禰宜

提案理由

柳澤泰志氏は、平成30年6月29日をもって任期満了となるが、教育委員会委員として最適任者と認め再任したいので、提案するものである。

議案第1号参考

柳澤 泰志 氏 経歴

平成	3年	3月	皇學館大学文学部神道学科卒業
同	3年	4月	ガス開発株式会社入社
同	3年	4月	里外神社 禰宜就任（現在に至る）
同	18年	4月	泉南市立西信達小学校PTA会長
同	19年	5月	西信達地区地域教育協議会会長
同	19年	7月	ガス開発株式会社 代表取締役就任（現在に至る）
同	21年	4月	泉南市立西信達中学校PTA会長
同	22年	6月	西信達地区地域教育協議会会長
同	22年	6月	泉南市教育委員会委員（現在に至る）

議案第2号

調停の申立てについて

土地の所有権の範囲及び境界を確定させるため、次のとおり調停の申立てをしたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

記

1 調停の申立てをする相手方の住所及び氏名

泉南市内

〇〇 〇〇

2 調停の申立ての要旨

市は、相手方に対し、市が所有する次の土地と、相手方の所有する泉南市〇〇〇〇番との境界を確定させるため調停を求める。

所在地番 泉南市〇〇〇〇番

登記地目 宅地

登記地積 1, 774平方メートル

3 授権事項

- (1) この調停が成立しなかった場合又はこの調停において目的を達することができなかった場合は、土地所有権確認請求訴訟及び境界確定訴訟を提起することができる。
- (2) この調停又は前号の訴訟において必要があるときは、適当と認める条件で相手方と和解する。

議案第 3 号

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）等が平成 3 0 年 3 月 3 1 日に公布され、市民税、固定資産税及び市たばこ税に関する制度改正が順次施行されることになり、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(泉南市市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 泉南市市税賦課徴収条例(昭和32年泉南市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「合算額」の次に「により」を加え、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「この節」の次に「(第39条第10項から第12項までを除く。)」を加える。

第12条第1項第2号中「125万円」を「135万円」に改め、同条第2項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

第18条中「扶養控除額を」の次に「、前年の合計所得金額が2,500万円以下である」を加える。

第22条中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第26条第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加える。

第39条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762

条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第84条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第85条の次に次の1条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第85条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充

填したもの（たばこ事業法第3条第1項に規定する会社（以下この条において「会社」という。））、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しが行われたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第86条第1項中「第84条第1項」を「第84条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「（以下この条及び第90条において「売渡し等」という。）」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「（加熱式たばこを除く。）」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表中「イ」を「ア」に、「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に、「ロ」を「イ」に、「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に、「ハ」を「ウ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に改め、「関し、」の次に「第4項の」を、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「たばこの重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第84条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第86条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第86条に次の4項を加える。

- 7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本の本数に相当する金額に1銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第87条中「5, 262円」を「5, 692円」に改める。

第88条第3項中「第84条」を「第84条の2」に改める。

第90条第1項中「第84条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第4条第1項中「得た金額」の次に「に10万円を加算した金額」を加える。

附則第6条の4の2第25項を同条第26項とし、同条第24項の次に次の1項を加える。

- 25 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0とする。

附則第6条の10第3項中「第4号」を「第5号」に改める。

附則第9条の4第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

- 第2条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第6条の4の2第24項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第25項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第87条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第86条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59年法律第72号）」を削る。

第87条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

第5条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第85条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第86条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は前項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

（泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年泉南市条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「泉南市市税賦課徴収条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平

成31年9月30日」に改め、同条第4項中「新条例第84条第1項」を「泉南市市税賦課徴収条例第84条の2第1項」に改め、同条第13項中「平成31年4月1日」を「平成31年10月1日」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第84条を第84条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第85条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第86条から第88条まで及び第90条の改正規定並びに第6条並びに附則第4条から第6条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第26条第1項の改正規定及び同条例附則第9条の4第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第3条の規定 平成31年4月1日
- (4) 第2条中泉南市市税賦課徴収条例第86条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第11条第1項及び第3項並びに第39条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第7条及び第8条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例第12条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定並びに同条例第18条及び第22条の改正規定並びに同条例附則第4条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日

(10) 第1条中泉南市市税賦課徴収条例附則第6条の4の2第25項を同条第26項とし、同条第24項の次に1項を加える改正規定（公布の日又は生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日のいずれか遅い日（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第7号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例第11条第1項及び第3項並びに第39条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成27年泉南市条例第29号)附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例(第4項及び第5項において「30年新条例」という。)第84条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。)附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和

29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第9条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第90条第1項若しくは第2項、	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年泉南市条例第号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第5条第3項、
第9条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項
第9条第3号	第72条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第5条第3項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第2項

	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第5条第3項

5 30年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第9条第3号の項中「第72条の6第1項の申告書、第90条第1項」とあるのは、「第90条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直

接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則第10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第9条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第90条第1項若しくは第2項、	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年泉南市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第8条第3項、
第9条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
第9条第3号	第72条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は	平成30年改正条例附則第8条第3項の納期限

	第119条第1項の申告書でその提出期限	
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第2項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第8条第3項

5 32年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（市たばこ税に関する経過措置）

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売

販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第9条、第90条第4項及び第5項、第92条の2並びに第93条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第9条	第90条第1項若しくは第2項、	泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成30年泉南市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
-----	-----------------	--

第9条第2号	第90条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第9条第3号	第72条の6第1項の申告書、第90条第1項若しくは第2項の申告書又は第119条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第10条第3項の納期限
第90条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）別記第2号様式
第90条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項
第92条の2第1項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
	当該各項	同項
第93条第2項	第90条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第10条第3項

5 33年新条例第91条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理

由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 4 号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成 3 0 年法律第 3 号）等が平成 3 0 年 3 月 3 1 日に公布され、都市計画税に関する制度改正が順次施行されることになり、本市関係条例においてもこれに合わせて所要の改正を行う必要から、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 泉南市都市計画税賦課徴収条例（昭和36年泉南市条例第11号）の一部を次のように改正する。

附則第17項中「第44項若しくは第45項」を「第44項若しくは第48項」に改める。

第2条 泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、附則第17項中「第44項若しくは第48項」を「第43項若しくは第47項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成30年法律第22号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 5 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 4 6 号）が施行されたことにより、所要の規定の整備を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年泉南市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 3 0 年 6 月 1 3 日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

提案理由

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 3 0 年政令第 5 6 号）が公布されたことにより、所要の規定の整備を行うため、本条例を提案するものである。

泉南市条例第 号

泉南市介護保険条例の一部を改正する条例

泉南市介護保険条例（平成12年泉南市条例第5号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第6号中「令第38条第4項」を「令第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

議案第7号

平成30年度大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）

平成30年度大阪府泉南市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169,672千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,070,075千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(10)地方交付税		2,670,000	3,470	2,673,470
	1)地方交付税	2,670,000	3,470	2,673,470
(14)国庫支出金		3,867,859	54,980	3,922,839
	2)国庫補助金	234,540	54,980	289,520
(15)府支出金		1,820,493	400	1,820,893
	2)府補助金	473,686	200	473,886
	3)府委託金	93,800	200	94,000
(18)繰入金		860,182	40,022	900,204
	1)基金繰入金	854,285	40,022	894,307
(20)市債		2,287,300	70,800	2,358,100
	1)市債	2,287,300	70,800	2,358,100
歳入合計		23,900,403	169,672	24,070,075

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 総務費		2,081,064	7,224	2,088,288
	1) 総務管理費	1,554,689	7,224	1,561,913
(3) 民生費		10,638,910	3,467	10,642,377
	3) 生活保護費	1,995,619	1,620	1,997,239
	5) 介護保険費	824,161	1,847	826,008
(6) 商工費		85,804	810	86,614
	1) 商工費	85,804	810	86,614
(7) 土木費		1,379,183	155,904	1,535,087
	2) 道路橋梁費	189,228	34,931	224,159
	3) 河川費	11,169	4,000	15,169
	4) 都市計画費	967,762	115,443	1,083,205
	5) 住宅費	66,496	1,530	68,026
(8) 消防費		1,000,818	2,177	1,002,995
	1) 消防費	1,000,818	2,177	1,002,995
(9) 教育費		1,920,716	90	1,920,806
	1) 教育総務費	385,961	△3,910	382,051

	5)社会教育費	368,090	4,000	372,090
歳	出	合	計	
		23,900,403	169,672	24,070,075

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
りんくう公園整備等事業モニタリング業務委託事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成32年度	18,856千円
和泉砂川駅周辺整備事業 (平成30年度)	平成30年度～ 平成31年度	57,700千円

第3表 地方債補正

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法					備 考
				資 金 区 分	償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	その他	
排水路改修事業	千円 1,500	普通貸借 (証書借入) 又 は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政 府 大阪府 地方公共団体金融機構 銀 行 その他	年以内 20	年以内 5	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還、又は満期一括償還	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。また、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。	
住宅整備事業	600	〃	〃	〃	25	3	〃	〃	

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
防災用広報システム整備事業	千円 6,100	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6	政府その他の金融機関の資金については、その融通条件による。ただし、財政の都合により、償還期限及び据置期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	千円 8,500	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ
道路整備事業	12,600	〃	〃	〃	77,000	〃	〃	〃
消防施設整備事業	24,100	〃	〃	〃	26,000	〃	〃	〃

平成30年度

大阪府泉南市一般会計補正予算（第2号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
1 0	地方交付税	2,670,000	3,470	2,673,470			
(1)	地方交付税	2,670,000	3,470	2,673,470			
	1)	地方交付税	3,470	2,673,470	1.	地方交付税	3,470
1 4	国庫支出金	3,867,859	54,980	3,922,839			
(2)	国庫補助金	234,540	54,980	289,520			
	2)	民生費補助金	810	133,143	3.	セーフティネット 支援対策等事業費 補助金	810
	4)	土木費補助金	54,170	81,316	4.	和泉砂川駅周辺整 備事業補助金	50,490
					5.	道路新設改良事業 補助金	2,915
					6.	建築物耐震化支援 事業補助金	765
1 5	府支出金	1,820,493	400	1,820,893			
(2)	府補助金	473,686	200	473,886			
	8)	教育費補助金	200	72,955	5.	帰国・渡日児童生 徒受入体制整備支 援事業補助金	200
(3)	府委託金	93,800	200	94,000			

款 15 府支出金 項 3 府委託金

款 15 府支出金 項 3 府委託金 目 5 教育費委託金

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
	5) 教育費委託金		200	200	2. 道徳教育推進事業 委託金	200	
18 繰 入 金		860,182	40,022	900,204			
(1) 基金繰入金		854,285	40,022	894,307			
	1) 公共施設整備基金 繰入金	282,325	19,400	301,725	1. 公共施設整備基金 繰入金	19,400	
	3) ふるさと泉南水な す基金繰入金	92,033	76	92,109	1. ふるさと泉南水な す基金繰入金	76	
	6) 緑化基金繰入金	1,500	20,546	22,046	1. 緑化基金繰入金	20,546	
20 市 債		2,287,300	70,800	2,358,100			
(1) 市 債		2,287,300	70,800	2,358,100			
	1) 総 務 債	6,100	2,400	8,500	1. 防災用広報システ ム整備事業債	2,400	
	5) 土 木 債	14,100	66,500	80,600	1. 道路整備事業債	64,400	
					3. 排水路改修事業債	1,500	
					4. 住宅整備事業債	600	
	6) 消 防 債	24,100	1,900	26,000	1. 消防施設整備事業 債	1,900	
歳 入 合 計		23,900,403	169,672	24,070,075			

歳 出

(単位：千円)

款 項 目 事業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 総 務 費	2,081,064	7,224	2,088,288	2,476	4,748		
				繰入金 76			
				市債 2,400			
(1) 総務管理費	1,554,689	7,224	1,561,913	2,476	4,748		
				繰入金 76			
				市債 2,400			
1) 一般管理費	158,327	△1,112	157,215		△1,112		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,965		47,737
				3. 職員手当等	△1,822		28,935
				4. 共 済 費	△845		15,553
				15. 工事請負費	3,520		
[1] 人件費事業	92,225	△4,632	87,593		△4,632		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,965	特別職	47,737
				3. 職員手当等	△1,822	地域手当 通勤手当 期末手当 児童手当	△117 △71 △1,604 △30
				4. 共 済 費	△845	共済組合納付金 厚生会事業補給金	△842 △3
[9] 庁舎改修事業		3,520	3,520		3,520	総務課	
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	3,520		

款 2 総 務 費 項 1 総務管理費 目 1 一般管理費

款 2 総務費 項 1 総務管理費 目 4 行政管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
4)行政管理費	19,614	204	19,818		204		
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費 9.旅 費 12.役 務 費	191 10 3		778 20 1
[2]行政事務事業	3,645	204	3,849		204	総務課	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	191	弁護士報酬	778
				9.旅 費 12.役 務 費	10 3	費用弁償 郵便料	20 1
8)財産管理費	50,820	2,599	53,419	76	2,523		
				繰入金			
				76			
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費 9.旅 費 12.役 務 費 13.委 託 料	2,000 8 65 526		70 63 10,622 2,088
[2]市有財産管理事業	5,613	2,073	7,686		2,073	行革・財産活用室	
				節 区 分	金 額		
				8.報 償 費	2,000	弁護士報酬	
				9.旅 費 12.役 務 費	8 65	費用弁償 郵便料	12 3,255
[4]ファシリティマネジメント推進事業	501	526	1,027	76	450	行革・財産活用室	
				繰入金			
				76			

				[ふるさと泉南水な す基金繰入金 76]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	526	施策支援業務委託料	
9) 企 画 費	211,704	4,623	216,327	2,400	2,223		
				市債			
				2,400			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,484		83,743
				15. 工 事 請 負 費	2,139		8,208
[14] 防災情報伝達推 進事業	12,661	4,623	17,284	2,400	2,223	危機管理課	
				市債			
				2,400			
				[防災用広報システ ム整備事業債 2,400]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	2,484	全国瞬時警報システム機器更新委託料	1,886
				15. 工 事 請 負 費	2,139		8,208
13) 市民交流センタ ー費	7,188	910	8,098		910		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	910		1,702
[3] 市民交流センタ ー管理運営事業	6,285	910	7,195		910	人権推進課	
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	910	実施設計委託料	1,702
3 民 生 費	10,638,910	3,467	10,642,377	810	2,657		

款 3 民 生 費

款 3 民 生 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				国庫支出金			
				810			
(3)生活保護費	1,995,619	1,620	1,997,239	810	810		
				国庫支出金			
				810			
1)生活保護費	1,995,619	1,620	1,997,239	810	810		
				国庫支出金			
				810			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,620		15,271
[2]生活保護事業	1,895,484	1,620	1,897,104	810	810	生活福祉課	
				国庫支出金			
				810			
				[生活保護適正実施 推進事業補助金 810]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,620	電算システム改修委託料	2,484
(5)介護保険費	824,161	1,847	826,008		1,847		
1)介護保険費	824,161	1,847	826,008		1,847		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,847		823,350
[1]介護保険事業特別会計繰出金事業	823,350	1,847	825,197		1,847	長寿社会推進課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	1,847	介護保険事業特別会計への繰出金	823,350
6 商 工 費	85,804	810	86,614		810		

(1)商 工 費	85,804	810	86,614		810		
2)商工振興費	12,999	810	13,809		810		
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	810		12,377
[3]商工業振興事業	9,677	810	10,487		810	産業観光課	
				節 区 分	金 額		
				19. 負担金、補助及び 交付金	810	空き店舗家賃補助金	9,577
7 土 木 費	1,379,183	155,904	1,535,087	141,216	14,688		
				国庫支出金			
				54,170			
				繰入金			
				20,546			
				市債			
				66,500			
(2)道路橋梁費	189,228	34,931	224,159	30,215	4,716		
				国庫支出金			
				2,915			
				市債			
				27,300			
5)道路新設改良費		34,931	34,931	30,215	4,716		
				国庫支出金			
				2,915			
				市債			
				27,300			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	180		
				9. 旅 費	30		
				11. 需用費	40		
				12. 役 務 費	781		
				13. 委 託 料	600		

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 5 道路新設改良費

款 7 土 木 費 項 2 道路橋梁費 目 5 道路新設改良費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				17. 公有財産購入費	33,300		
[1]道路新設改良事業		34,931	34,931		30,215	4,716	道路課
				国庫支出金 2,915			
				[道路新設改良事業 補助金 2,915]			
				市債 27,300			
				[道路整備事業債 27,300]			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	180		超勤手当
				9. 旅 費	30		普通旅費
				11. 需 用 費	40		消耗品費 30 印刷製本費 10
				12. 役 務 費	781		郵便料 1 不動産鑑定料 780
				13. 委 託 料	600		土地測量委託料
				17. 公有財産購入費	33,300		
(3)河 川 費	11,169	4,000	15,169		1,500	2,500	
				市債 1,500			
2)河川維持改良費	2,130	2,000	4,130			2,000	
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	2,000		

[1]河川管理事業	2,130	2,000	4,130		2,000	下水道整備課		
				節 区 分	金 額			
				15. 工事請負費	2,000			
4)排水路維持改修費	1,950	2,000	3,950		1,500	500		
				市債				
					1,500			
				節 区 分	金 額			
				15. 工事請負費	2,000			
[1]排水路管理事業	1,950	2,000	3,950		1,500	500	下水道整備課	
				市債				
					1,500			
				[排水路改修事業債 1,500]				
				節 区 分	金 額			
				15. 工事請負費	2,000			
(4)都市計画費	967,762	115,443	1,083,205		108,136	7,307		
				国庫支出金				
					50,490			
				繰入金				
					20,546			
				市債				
					37,100			
4)公園管理費	39,599	20,546	60,145		20,546			
				繰入金				
					20,546			
				節 区 分	金 額			
				13. 委 託 料	20,546		22,401	
[2]公園緑地等維持管理事業	38,320	20,546	58,866		20,546		都市政策課	

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 4 公園管理費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 4 公園管理費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				繰入金 20,546 [緑化基金繰入金 20,546]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	20,546	りんくう公園整備等事業モニタリング 業務委託料 みどりの基本計画改定等業務委託料	22,401
						14,516 6,030	
5) 公共下水道費	782,653	20	782,673		20		
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	20		782,653
[1] 下水道事業特別 会計繰出金事業	782,653	20	782,673		20	上下水道総務課	
				節 区 分	金 額		
				28. 繰 出 金	20	下水道事業特別会計への繰出金	782,653
6) 都市計画道路事 業費	47,475	1,540	49,015		1,540		
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等 9. 旅 費 11. 需 用 費 12. 役 務 費 13. 委 託 料	113 16 20 391 1,000		180 30 60 2,205 15,000
[2] 信達樽井線改良 事業		1,540	1,540		1,540	道路課	
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	113	超勤手当	
				9. 旅 費	16	普通旅費	
				11. 需 用 費	20	消耗品費	

				12. 役 務 費	391	郵便料 不動産鑑定料	1 390
				13. 委 託 料	1,000	土地測量委託料	
7) 和泉砂川駅周辺 整備事業費		93,337	93,337	87,590	5,747		
				国庫支出金			
				50,490			
				市債			
				37,100			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	90		
				9. 旅 費	16		
				11. 需 用 費	40		
				12. 役 務 費	391		
				13. 委 託 料	1,000		
				15. 工事請負費	45,000		
				17. 公有財産購入費	10,000		
				22. 補償、補填及び賠償金	36,800		
[1] 和泉砂川駅周辺 整備事業		93,337	93,337	87,590	5,747	道路課	
				国庫支出金			
				50,490			
				[和泉砂川駅周辺整備事業補助金			
				50,490]			
				市債			
				37,100			
				[道路整備事業債			
				37,100]			
				節 区 分	金 額		
				3. 職員手当等	90	超勤手当	
				9. 旅 費	16	普通旅費	
				11. 需 用 費	40	消耗品費	

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 7 和泉砂川駅周辺整備事業費

款 7 土 木 費 項 4 都市計画費 目 7 和泉砂川駅周辺整備事業費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				12. 役 務 費	391	郵便料 不動産鑑定料	1 390
				13. 委 託 料	1,000	物件調査委託料	
				15. 工 事 請 負 費	45,000		
				17. 公 有 財 産 購 入 費	10,000		
				22. 補償、補填及び賠償金	36,800		
(5) 住 宅 費	66,496	1,530	68,026		1,365		
				国庫支出金	765		
				市債	600		
1) 住宅管理費	65,590	1,530	67,120		1,365		
				国庫支出金	765		
				市債	600		
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,530		13,043
[2] 市 営 住 宅 維 持 管 理 事 業	39,468	1,530	40,998		1,365	住宅公園課	
				国庫支出金	765		
				[建築物耐震化支援 事業補助金	765]		
				市債	600		

				[住宅整備事業債 600]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	1,530	設計委託料	13,043
8 消 防 費	1,000,818	2,177	1,002,995	1,900	277		
				市債	1,900		
(1) 消 防 費	1,000,818	2,177	1,002,995	1,900	277		
				市債	1,900		
2) 非常備消防費	67,432	2,177	69,609	1,900	277		
				市債	1,900		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	2,177		27,263
[3] 施設等管理事業	30,616	2,177	32,793	1,900	277	危機管理課	
				市債	1,900		
				[消防施設整備事業 債 1,900]			
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	2,177	器具購入費	26,885
9 教 育 費	1,920,716	90	1,920,806	400	△310		
				府支出金	400		
(1) 教育総務費	385,961	△3,910	382,051	400	△4,310		
				府支出金	400		
2) 事務局費	176,896	△4,310	172,586		△4,310		

款 9 教 育 費 項 1 教 育 総 務 費 目 2 事 務 局 費

款 9 教 育 費 項 1 教 育 総 務 費 目 2 事 務 局 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,852		87,386
				3. 職員手当等	△1,629		57,021
				4. 共 済 費	△829		29,903
[1] 人件費事業	174,310	△4,310	170,000		△4,310		
				節 区 分	金 額		
				2. 給 料	△1,852	特別職	87,386
				3. 職員手当等	△1,629	地域手当 △111 通勤手当 △6 期末手当 △1,512	57,021
				4. 共 済 費	△829	共済組合納付金 △826 厚生会事業補給金 △3	29,903
5) 人権教育推進費	33,097	400	33,497	400			
				府支出金	400		
				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	280		910
				11. 需 用 費	115		510
				12. 役 務 費	5		
[3] 人権教育推進事業	1,352	400	1,752	400		人権教育課	
				府支出金	400		
				[帰国・渡日児童生徒受入体制整備支援事業補助金	200]		
				[道德教育推進事業委託金	200]		

				節 区 分	金 額		
				8. 報 償 費	280	講師謝礼	540
				11. 需 用 費	115	消耗品費 印刷製本費	45 70 312
				12. 役 務 費	5	郵便料	
(5)社会教育費	368, 090	4, 000	372, 090		4, 000		
9)図書館及びホール費	95, 768	4, 000	99, 768		4, 000		
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	4, 000		8, 530
[3]文化ホール指定 管理事業	30, 000	4, 000	34, 000		4, 000	文化振興課	
				節 区 分	金 額		
				18. 備品購入費	4, 000	器具購入費	
歳 出 合 計	23, 900, 403	169, 672	24, 070, 075	146, 802	22, 870		
				国庫支出金			
				54, 980			
				府支出金			
				400			
				繰入金			
				20, 622			
				市債			
				70, 800			

款 9 教 育 費 項 5 社会教育費 目 9 図書館及びホール費

給 与 費 明 細 書

1. 特別職

区 分		職員数	給 与 費					共済費	合 計	備 考	
			報酬	給料	期末手当	地域手当	その他の 手 当				計
補正後	長 等	人 3	千円 0	千円 20,126	千円 7,037	千円 1,210	千円 8,507	千円 36,880	千円 5,226	千円 42,106	その他の手当 通勤手当 257千円 児童手当 90千円 退職手当 8,160千円
	議 員	16	87,472	0	36,697	0	0	124,169	33,213	157,382	
	その他の 特別職	980	63,924	0	0	0	0	63,924	0	63,924	
	計	999	151,396	20,126	43,734	1,210	8,507	224,973	38,439	263,412	
補正前	長 等	3	0	23,943	10,153	1,438	8,614	44,148	6,900	51,048	その他の手当 通勤手当 334千円 児童手当 120千円 退職手当 8,160千円
	議 員	16	87,472	0	36,697	0	0	124,169	33,213	157,382	
	その他の 特別職	980	63,924	0	0	0	0	63,924	0	63,924	
	計	999	151,396	23,943	46,850	1,438	8,614	232,241	40,113	272,354	
比 較	長 等	0	0	△ 3,817	△ 3,116	△ 228	△ 107	△ 7,268	△ 1,674	△ 8,942	
	議 員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	△ 3,817	△ 3,116	△ 228	△ 107	△ 7,268	△ 1,674	△ 8,942	

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額		補 正 後 の 額	
	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
1. 普 通 債	836,300	15,337,318	907,100	15,408,118
(1) 土 木	103,400	3,025,953	169,300	3,091,853
(4) 公 営 住 宅		351,139	600	351,739
(7) 総 務	6,100	5,717,642	8,500	5,720,042
(8) 消 防	24,100	140,555	26,000	142,455
計	2,287,300	27,877,055	2,358,100	27,947,855

款 別 現 計 予 算 表

参 考

1. 歳 入

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 市 税	9,001,090		9,001,090	37.4
(2) 地方譲与税	154,400		154,400	0.6
(3) 利子割交付金	9,700		9,700	—
(4) 配当割交付金	46,700		46,700	0.2
(5) 株式等譲渡所得割交付金	46,700		46,700	0.2
(6) 地方消費税交付金	1,160,100		1,160,100	4.8
(7) ゴルフ場利用税交付金	47,400		47,400	0.2
(8) 自動車取得税交付金	61,000		61,000	0.3
(9) 地方特例交付金	46,200		46,200	0.2
(10) 地方交付税	2,670,000	3,470	2,673,470	11.1
(11) 交通安全対策特別交付金	10,221		10,221	—
(12) 分担金及び負担金	1,001,248		1,001,248	4.2
(13) 使用料及び手数料	370,453		370,453	1.5
(14) 国庫支出金	3,867,859	54,980	3,922,839	16.3
(15) 府支出金	1,820,493	400	1,820,893	7.6
(16) 財産収入	66,871		66,871	0.3
(17) 寄 附 金	164,215		164,215	0.7
(18) 繰 入 金	860,182	40,022	900,204	3.7
(19) 諸 収 入	208,271		208,271	0.9
(20) 市 債	2,287,300	70,800	2,358,100	9.8
歳 入 合 計	23,900,403	169,672	24,070,075	100.0

2. 歳 出

(単位：千円・%)

款	現計予算額	今回予算額	計	比率
(1) 議会費	225,631		225,631	0.9
(2) 総務費	2,081,064	7,224	2,088,288	8.7
(3) 民生費	10,638,910	3,467	10,642,377	44.2
(4) 衛生費	3,114,221		3,114,221	12.9
(5) 農林水産業費	151,675		151,675	0.6
(6) 商工費	85,804	810	86,614	0.4
(7) 土木費	1,379,183	155,904	1,535,087	6.4
(8) 消防費	1,000,818	2,177	1,002,995	4.2
(9) 教育費	1,920,716	90	1,920,806	8.0
(10) 公債費	2,988,039		2,988,039	12.4
(11) 諸支出金	294,342		294,342	1.2
(12) 予備費	20,000		20,000	0.1
歳出合計	23,900,403	169,672	24,070,075	100.0

議案第8号

平成30年度大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大阪府泉南市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ175,720千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,278,571千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		12,950	69,500	82,450
	1)国庫補助金	12,950	69,500	82,450
(4) 繰入金		782,653	20	782,673
	1)一般会計繰入金	782,653	20	782,673
(5) 市債		627,100	106,200	733,300
	1)市債	627,100	106,200	733,300
歳入合計		2,102,851	175,720	2,278,571

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(2) 事業費		137,152	175,720	312,872
	1) 下水道建設費	137,152	175,720	312,872
歳 出	合 計	2,102,851	175,720	2,278,571

第2表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 方 法
下水道事業	千円 627,100	普通貸借 (証書借入) 又は 証券発行	年%以内 6 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	年賦又は半年賦、元利均等償還若しくは元金均等償還又は満期一括償還	千円 733,300	補正前と同じ	年%以内 補正前と同じ	補正前と同じ

平成30年度

大阪府泉南市下水道事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3	国庫支出金	12,950	69,500	82,450			
(1)	国庫補助金	12,950	69,500	82,450			
	1) 下水道建設費補助金	12,950	69,500	82,450	1. 下水道建設費補助金	69,500	公共下水道建設事業補助金補助率1/2
4	繰入金	782,653	20	782,673			
(1)	一般会計繰入金	782,653	20	782,673			
	1) 一般会計繰入金	782,653	20	782,673	1. 一般会計繰入金	20	
5	市 債	627,100	106,200	733,300			
(1)	市 債	627,100	106,200	733,300			
	1) 事 業 債	627,100	106,200	733,300	1. 下水道事業債	106,200	公共下水道事業債
歳 入 合 計		2,102,851	175,720	2,278,571			

款 5 市 債 項 1 市 債 目 1 事 業 債

歳 出

款 2 事 業 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
2 事 業 費	137,152	175,720	312,872	175,700	20		
				国庫支出金 69,500			
				市債 106,200			
(1) 下 水 道 建 設 費	137,152	175,720	312,872	175,700	20		
				国庫支出金 69,500			
				市債 106,200			
1) 下 水 道 建 設 費	137,152	175,720	312,872	175,700	20		
				国庫支出金 69,500			
				市債 106,200			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	45,000		310
				15. 工 事 請 負 費	113,370		25,000
				22. 補 償、補 填 及 び 賠 償 金	17,350		
[2] 公 共 下 水 道 整 備 事 業	50,536	130,720	181,256	130,706	14	下水道整備課	
				国庫支出金 52,100			
				[下水道建設事業補助金 52,100]			
				市債 78,606			

				[下水道事業債 78,606]			
				節 区 分	金 額		
				15. 工事請負費	113,370		25,000
				22. 補償、補填及び賠償金	17,350	支障管等移設	
[3]公共下水道計画事業	23	45,000	45,023	44,994	6	下水道整備課	
				国庫支出金 17,400			
				[下水道建設事業補助金 17,400]			
				市債 27,594			
				[下水道事業債 27,594]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	45,000	測量設計委託料	
歳 出 合 計	2,102,851	175,720	2,278,571	175,700	20		
				国庫支出金 69,500			
				市債 106,200			

款 2 事 業 費 項 1 下 水 道 建 設 費 目 1 下 水 道 建 設 費

地方債現在高の補正調書

(単位：千円)

区 分	補 正 前 の 額				補 正 後 の 額			
	当 該 年 度 中	該 債 見 込	年 度 末	現 在 高 見 込	当 該 年 度 中	該 債 見 込	年 度 末	現 在 高 見 込
下水道事業債		627,100		10,004,621		733,300		10,110,821

議案第9号

平成30年度大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度大阪府泉南市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,694千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,519,084千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年6月13日提出

泉南市長 竹 中 勇 人

第1表 歳入歳出予算補正

1. 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(3) 国庫支出金		1,158,193	1,847	1,160,040
	2)国庫補助金	255,198	1,847	257,045
(6) 繰入金		934,598	1,847	936,445
	1)他会計繰入金	823,350	1,847	825,197
歳入	合計	5,515,390	3,694	5,519,084

2. 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
(1) 総務費		179,944	3,694	183,638
	1) 総務管理費	108,690	3,694	112,384
歳 出	合 計	5,515,390	3,694	5,519,084

平成30年度

大阪府泉南市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）事項別明細書

歳 入

(単位：千円)

款 項	目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
					区 分	金 額	
3 国庫支出金		1,158,193	1,847	1,160,040			
(2) 国庫補助金		255,198	1,847	257,045			
	4) 介護保険事業費補助金		1,847	1,847	7. 介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金	1,847	
6 繰 入 金		934,598	1,847	936,445			
(1) 他会計繰入金		823,350	1,847	825,197			
	1) 一般会計繰入金	823,350	1,847	825,197	5. 事務的経費繰入金	1,847	
歳 入 合 計		5,515,390	3,694	5,519,084			

款 6 繰 入 金 項 1 他会計繰入金 目 1 一般会計繰入金

歳 出

款 1 総 務 費

(単位：千円)

款 項 目 事 業	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳		説 明	補正前の額
				特 定 財 源	一 般 財 源		
1 総 務 費	179,944	3,694	183,638	1,847	1,847		
				国庫支出金 1,847			
(1)総務管理費	108,690	3,694	112,384	1,847	1,847		
				国庫支出金 1,847			
1)一般管理費	108,690	3,694	112,384	1,847	1,847		
				国庫支出金 1,847			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,694		1,536
[2]介護保険事務事業	5,742	3,694	9,436	1,847	1,847	長寿社会推進課	
				国庫支出金 1,847			
				[介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金 1,847]			
				節 区 分	金 額		
				13. 委 託 料	3,694	電算委託料	1,536
歳 出 合 計	5,515,390	3,694	5,519,084	1,847	1,847		
				国庫支出金 1,847			